

## 建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領

昭和49年7月1日 訓令乙第9号

最終改正 令和5年3月10日 訓令乙第2号

### (目的)

- 1 この要領は、建設工事の競争入札に参加することができる資格を有する者の格付及び建設工事の競争入札に参加させようとする者（随意契約において見積書を徴しようとする者を含む。以下同じ。）の選定等について、他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (等級の格付の基準)

- 2 等級の格付（土木一式工事及び建築一式工事についてはA、B、C及びDの4等級に、電気工事及び管工事についてはA、B及びCの3等級）は、3に定める方法により算定した総合点数に基づき、行うものとする。

ただし、土木一式工事及び建築一式工事にあつては、総合点数が格付基準を満たす者であっても、別に等級ごとに定める技術職員数の基準を満たしていない場合は、1等級下位に格付けするものとする。

### (総合点数の算定方法)

- 3 総合点数の算定は、次に定める方式による。

X1、X2、Y、Z、Wは「建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成20年国土交通省告示第85号）によるものとする。

- (1) (2)から(4)までに掲げるもの以外の建設工事の総合点数

$$\text{総合点数} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

X1：種類別年間平均完成工事高（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人（経営事項審査を受けている法人をいう。以下同じ。）の和、相続等による場合は、被承継者のもの）の評点

X2：自己資本額（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の和、相続等による場合は、被承継者のもの）及び平均利益額（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の和、相続等による場合は、被承継者のもの）の評点

Y：経営状況分析の評点（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の平均値、相続等による場合は、被承継者のもの）

Z：技術力（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の和、相続等による場合は、被承継者のもの）の評点

W：その他の審査項目の評点（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の平均値、相続等による場合は、被承継者のもの）

- (2) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

$$\text{総合点数} = (1) \text{により算出した数値} + D1 + D2 + D3 + D4 + D5 + D6 + D7 + D8 + D9 + D10 + D11 + D12 + D13 + D14 + 15 - D16$$

D1：別記D1による工事成績等による評点

D2：別記D2によるVE提案等による評点

D3：別記D3による工事表彰に関する評点

D4：別記D4によるISO9000シリーズ認証取得に関する評点

D5：別記D5による災害応急対策に関する評点

D6：別記D6による監理技術者数に関する評点

D7：別記D7による障害者雇用に関する評点

D8：別記D8による次世代育成支援に関する評点

D9：別記D9による労働災害防止に関する評点

D10：別記D10による環境負荷の軽減に関する評点

D11：別記D11による地域防災に関する評点

D12：別記D12による暴力団排除に関する評点

D13：別記D13による建設キャリアアップシステムに関する評点

D14：別記D14による若手技術者育成型入札に関する評点

D15：別記D15による小規模修繕委託に関する評点

D16：別記D16による参加停止措置を受けた場合の減点

(3) 共同企業体の総合点数

ア イに掲げるもの以外の建設工事の総合点数

$$\text{総合点数} = (0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W) \times 1.1$$

X1：種類別年間平均完成工事高（各構成員の和）の評点

X2：自己資本額（各構成員の和）及び平均利益額（各構成員の和）の評点

Y：経営状況分析の評点（各構成員の平均値）

Z：技術力（各構成員の和）の評点

W：その他の審査項目の評点（各構成員の平均値）

ただし、上記の10%の加算調整は、真に企業合併等に寄与すると認められる場合のみ行うものとする。

イ 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

$$\text{総合点数} = \text{アにより算出した数値} + D1 + D2 + D3 - D16$$

D1：別記D1による工事成績等による評点（当該共同企業体としてのもの）

D2：別記D2によるVE提案等による評点（当該共同企業体として提案したもの）

D3：別記D3による工事表彰に関する評点（当該共同企業体として受賞したもの）

D16：別記D16による参加停止措置を受けた場合の減点（当該共同企業体としてのもの）

(4) 事業協同組合の総合評点

ア イに掲げるもの以外の建設工事の総合点数

$$\text{総合点数} = (0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W) \times 1.1$$

X1：種類別年間平均完成工事高（当該組合及び各審査対象者の和）の評点

X2：自己資本額（当該組合及び各審査対象者の和）及び平均利益額（当該組合及び各審査対象者の和）の評点

Y：経営状況分析の評点（当該組合及び各審査対象者の平均値）

Z：技術力（当該組合及び各審査対象者の和）の評点

W：その他の審査項目の評点（当該組合及び各審査対象者の平均値）

（注）審査対象者とは、事業協同組合が次に掲げる者のうちから当該組合の希望工事種別ごとに組合が指定した者をいう。

この場合において、審査対象者の数は10以内とする。

（ア）当該組合の組合員であること。

（イ）当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。

（ウ）当該希望工事種別に属する工事を施行することについて、経営事項審査の申請をしている者であること。

イ 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

$$\text{総合点数} = \text{アにより算出した数値} + D1 + D2 + D3 + D4 + D5 + D6 + D7 + D8 + D9 + D10 + D11 + D12 + D13 + D14 + D15 - D16$$

D1：別記D1による工事成績等による評点（当該組合としてのもの）

D2：別記D2によるVE提案による評点（当該組合として提案したもの）

D3：別記D3による工事表彰に関する評点（当該組合として受賞したもの）

D4：別記D4によるISO9000シリーズ認証取得に関する評点（当該組合として取得したもの）

- D 5 : 別記D 5による災害応急対策に関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 6 : 別記D 6による監理技術者数に関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 7 : 別記D 7による障害者雇用に関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 8 : 別記D 8による次世代育成支援に関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 9 : 別記D 9による労働災害防止に関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 1 0 : 別記D 1 0による環境負荷の軽減に関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 1 1 : 別記D 1 1による地域防災に関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 1 2 : 別記D 1 2による暴力団排除に関する評点
- D 1 3 : 別記D 1 3による建設キャリアアップシステムに関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 1 4 : 別記D 1 4による若手技術者育成型入札に関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 1 5 : 別記D 1 5による小規模修繕委託に関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 1 6 : 別記D 1 6による参加停止措置を受けた場合の減点 (当該組合としてのもの)

(5) 合併したときの総合点数

ア イに掲げるもの以外の建設工事の総合点数

(ア) 合併後3年未満の場合

総合点数= (1) により算出した数値×1.20

(イ) 合併後3年以上5年未満の場合

総合点数= (1) により算出した数値×1.15

イ 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

総合点数=アにより算出した数値+D 1 +D 2 +D 3 +D 4 +D 5 +D 6 +D 7 +D 8 +D 9 +  
D 1 0 +D 1 1 +D 1 2 +D 1 3 +D 1 4 +D 1 5 -D 1 6

D 1 : 別記D 1による工事成績等による評点

D 2 : 別記D 2によるVE提案による評点

D 3 : 別記D 3による工事表彰に関する評点

D 4 : 別記D 4によるISO9000 シリーズ認証取得に関する評点

D 5 : 別記D 5による災害応急対策に関する評点

D 6 : 別記D 6による監理技術者数に関する評点

D 7 : 別記D 7による障害者雇用に関する評点

D 8 : 別記D 8による次世代育成支援に関する評点

D 9 : 別記D 9による労働災害防止に関する評点

D 1 0 : 別記D 1 0による環境負荷の軽減に関する評点

D 1 1 : 別記D 1 1による地域防災に関する評点

D 1 2 : 別記D 1 2による暴力団排除に関する評点

D 1 3 : 別記D 1 3による建設キャリアアップシステムに関する評点

D 1 4 : 別記D 1 4による若手技術者育成型入札に関する評点

D 1 5 : 別記D 1 5による小規模修繕委託に関する評点

D 1 6 : 別記D 1 6による参加停止措置を受けた場合の減点

(入札参加資格委員会)

4 建設工事の競争入札に参加させようとする者 (以下「入札参加者」) の選定等を行うため、各部、各局、各部門、各課 (以下同じ。) 及び各出先機関に建設工事入札参加資格委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

5 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長 部長 (局、部門又は課にあっては部長代理、部理事、局長若しくは課長等 (以下同じ。))、

出先機関にあつては出先機関の長)

- (2) 委員 委員長が指名する部内の部長代理、部理事、局長若しくは課長等又は委員長が特に必要があると認めて指名する他部局の部長代理、部理事、局長若しくは課長等(局、部門又は課にあつては委員長が指名する局、部門又は課の技監、課長代理若しくは班長等、出先機関にあつては委員長が指名する出先機関の次長、参事、技監又は課長等)

(会議)

- 6 委員会は、委員長が招集するものとし、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。  
7 委員長が長期不在等により事務を執行できない場合は、委員長は委員の中から代理を、当該建設工事を担当する課長(以下「担当課長」という。)が長期不在等により事務を執行できない場合は、委員長は担当課長の代理を指名することができる。  
8 委員会の議事は、出席委員の全員で決定する。  
9 委員会の会議は、公開しない。

(会議の特例)

- 10 入札参加資格の設定等に当たり、急を要すると認めるときは、5、6及び8の規定にかかわらず、担当課長の意見を聞いて決定することができる。

(指名参考意見表)

- 11 出先機関が担当する工事であつて予定価格が入札執行のさい長への委任範囲をこえるもの入札参加者の選定等に当たっては、当該工事を担当する出先機関の長は、あらかじめ指名参考意見表等を提出しなければならない。

(入札参加者の選定)

- 12 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事については、当該工事の契約予定金額の等級(競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示(昭和39年静岡県告示第220号。以下「資格を定める告示」という。)第1の4に規定する等級をいう。以下同じ。)に属する有資格者(資格を定める告示第1の1及び4の規定により当該建設工事の入札に参加することができる資格を有する者をいう。以下同じ。)で発注予定工事の契約予定金額に相応するものの中から入札参加者を選定するものとする。

- 13 建築一式工事、電気工事及び管工事については、12の有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、発注予定工事の契約予定金額に応じ、当該等級の直近上位又は下位の等級に属する有資格者の中から入札参加者を選定することができる。

この場合において、12の規定により選定する有資格者がいないとき又は僅少であるときを除き、12の規定により選定する者を主体に選定するものとする。

- 14 資格を定める告示第1の6に該当する工事については、12及び13を適用しない。

- 15 入札参加者の選定については、有資格者の中から、特定の有資格者に偏しないように留意するとともに、誠実性、地域的条件、工事手持量、工事経歴、工事成績、技術者、経営内容、安全管理の状況、労働福祉の状況、障害者雇用の状況、次世代育成支援の状況を総合的に勘案して行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和49年7月15日から施行する。  
2 昭和57年発生公共土木施設災害復旧工事に係る予定価格3,000万円以上5,000万円未満のものに係る入札参加者の選定は、昭和57年12月1日から昭和58年3月31日までの間、10の規定にかかわらず、当該工事を担当する出先機関の指名委員会において決定することができる。

附 則

この訓令乙は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和50年12月16日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和51年5月27日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和52年4月20日から施行し、昭和52年4月1日から運用する。

附 則

この訓令乙は、昭和52年5月16日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和53年5月31日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和54年5月31日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和55年5月31日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和56年5月8日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和56年5月30日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和57年5月31日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和58年1月6日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和58年5月6日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和58年5月31日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和60年5月31日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和63年8月23日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成元年9月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成2年4月2日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成2年7月30日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成3年11月12日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成8年8月21日から施行する。

附 則

1 この訓令乙は、平成10年7月1日から施行する。

2 この訓令乙は、平成11、12年度の建設工事入札参加資格申請から適用し、平成10年度の建設工事入札参加資格申請については、なお、従前の例による。

附 則

この訓令乙は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年1月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年3月31日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年3月31日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、総合点数の算定における子育て支援の評点及び入札参加者の選定における子育て支援の状況の勘案に係る規定については、別に定める評価基準の決定後に適用するものとし、評価基準が決定されるまでは、なお従前の例による。

2 総合点数の算定における子育て支援の評点については、平成19・20年度の建設工事に係る入札参加資格の認定に限り、入札参加資格の認定を受けた後に評価基準を達成した場合にも加点するものとする。

附 則

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

2 総合点数の算定における子育て支援の評点については、平成21・22年度の建設工事に係る入札参加資格の認定に限り、入札参加資格の認定を受けた後に評価基準を達成した場合にも加点するものとする。

附 則

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

2 総合点数の算定における子育て支援の評点については、平成23・24年度の建設工事に係る入札参加資格の認定に限り、入札参加資格の認定を受けた後に評価基準を達成した場合にも加点するものとする。

附 則

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この訓令乙は、平成28年4月1日から施行する。

2 この訓令乙は、平成29・30年度の建設工事入札参加資格申請から適用し、平成28年度の建設工事入札参加資格申請については、なお、従前の例による。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、令和3・4年度の建設工事入札参加資格申請から適用し、令和2年度の建設工事入札参加資格申請については、なお、従前の例による。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 この訓令は、令和5・6年度の建設工事入札参加資格申請から適用し、令和4年度の建設工事入札参加資格申請については、なお、従前の例による。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別記

等級別技術職員数基準

ランク	工事業種	土木一式	建築一式
	A		5人以上
B		2人以上	1人以上
C		1人以上	—
D		—	—

上表における人数は、前年の12月31日時点における1級技術職員数とする。

なお、1級技術職員とは、建設業法第15条第2号イに規定する1級国家資格を有する者又は同号ハの規定によりこれと同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者をいう。

D1 工事成績等による評点

工事成績が66点以上の工事について、それぞれの種類ごとに次の式により算定した合計点数に応じ、表1から4に掲げる工事成績等の評点

$$\text{合計点数} = \Sigma \{ (\text{工事成績} - 65) \times \text{請負代金額} / 100 \text{ 万円 (小数点以下切り捨て)} \}$$

表1

土木一式工事

合計点数		技術 評価点	合計点数		技術 評価点
135,500	以上	530	13,300	以上 14,800	未満 267
128,000	以上 135,500	520	11,800	以上 13,300	未満 258
120,500	以上 128,000	511	10,300	以上 11,800	未満 249
113,000	以上 120,500	502	8,900	以上 10,300	未満 239
105,500	以上 113,000	492	7,700	以上 8,900	未満 229

98,500	以上	105,500	未滿	482	6,600	以上	7,700	未滿	219
91,500	以上	98,500	未滿	472	5,600	以上	6,600	未滿	209
85,000	以上	91,500	未滿	462	4,700	以上	5,600	未滿	199
79,500	以上	85,000	未滿	452	3,900	以上	4,700	未滿	189
74,500	以上	79,500	未滿	443	3,300	以上	3,900	未滿	179
69,500	以上	74,500	未滿	434	2,700	以上	3,300	未滿	170
64,500	以上	69,500	未滿	425	2,200	以上	2,700	未滿	160
59,500	以上	64,500	未滿	416	1,750	以上	2,200	未滿	150
55,500	以上	59,500	未滿	406	1,400	以上	1,750	未滿	140
51,500	以上	55,500	未滿	397	1,100	以上	1,400	未滿	131
47,500	以上	51,500	未滿	388	850	以上	1,100	未滿	122
43,500	以上	47,500	未滿	379	650	以上	850	未滿	113
39,500	以上	43,500	未滿	369	480	以上	650	未滿	104
36,500	以上	39,500	未滿	359	330	以上	480	未滿	95
33,500	以上	36,500	未滿	350	230	以上	330	未滿	85
30,500	以上	33,500	未滿	341	140	以上	230	未滿	76
27,500	以上	30,500	未滿	332	90	以上	140	未滿	66
25,000	以上	27,500	未滿	322	50	以上	90	未滿	57
22,500	以上	25,000	未滿	312	25	以上	50	未滿	48
20,500	以上	22,500	未滿	303	10	以上	25	未滿	39
18,500	以上	20,500	未滿	294	3	以上	10	未滿	30
16,500	以上	18,500	未滿	285	1	以上	3	未滿	21
14,800	以上	16,500	未滿	276	0				0

表 2

建築一式工事

合計点数				技術 評価点	合計点数				技術 評価点
62,500	以上			650	5,600	以上	6,400	未滿	321
58,500	以上	62,500	未滿	637	4,900	以上	5,600	未滿	308
54,500	以上	58,500	未滿	625	4,200	以上	4,900	未滿	296
51,000	以上	54,500	未滿	612	3,600	以上	4,200	未滿	283
47,500	以上	51,000	未滿	599	3,100	以上	3,600	未滿	270
44,500	以上	47,500	未滿	587	2,600	以上	3,100	未滿	258
41,500	以上	44,500	未滿	575	2,200	以上	2,600	未滿	245
38,500	以上	41,500	未滿	563	1,850	以上	2,200	未滿	233
35,700	以上	38,500	未滿	551	1,550	以上	1,850	未滿	221
32,900	以上	35,700	未滿	538	1,250	以上	1,550	未滿	209
30,500	以上	32,900	未滿	525	1,000	以上	1,250	未滿	196
28,100	以上	30,500	未滿	513	800	以上	1,000	未滿	184



25,700	以上	28,100	未滿	501	620	以上	800	未滿	172
23,500	以上	25,700	未滿	488	470	以上	620	未滿	159
21,400	以上	23,500	未滿	475	340	以上	470	未滿	146
19,500	以上	21,400	未滿	462	250	以上	340	未滿	133
17,700	以上	19,500	未滿	449	170	以上	250	未滿	121
16,000	以上	17,700	未滿	436	115	以上	170	未滿	108
14,400	以上	16,000	未滿	423	75	以上	115	未滿	96
13,000	以上	14,400	未滿	410	45	以上	75	未滿	84
11,600	以上	13,000	未滿	397	29	以上	45	未滿	72
10,400	以上	11,600	未滿	384	17	以上	29	未滿	63
9,200	以上	10,400	未滿	371	10	以上	17	未滿	54
8,200	以上	9,200	未滿	358	6	以上	10	未滿	46
7,300	以上	8,200	未滿	346	1	以上	6	未滿	39
6,400	以上	7,300	未滿	334	0				0

表 3

電気工事

合計点数				技術 評価点	合計点数				技術 評価点
12,800	以上			500	1,380	以上	1,630	未滿	262
11,800	以上	12,800	未滿	487	1,150	以上	1,380	未滿	249
10,800	以上	11,800	未滿	475	950	以上	1,150	未滿	236
9,800	以上	10,800	未滿	463	780	以上	950	未滿	223
9,000	以上	9,800	未滿	450	630	以上	780	未滿	210
8,200	以上	9,000	未滿	438	500	以上	630	未滿	197
7,400	以上	8,200	未滿	426	400	以上	500	未滿	184
6,700	以上	7,400	未滿	413	320	以上	400	未滿	172
6,000	以上	6,700	未滿	401	240	以上	320	未滿	160
5,400	以上	6,000	未滿	388	180	以上	240	未滿	147
4,800	以上	5,400	未滿	376	130	以上	180	未滿	135
4,300	以上	4,800	未滿	363	90	以上	130	未滿	122
3,800	以上	4,300	未滿	351	60	以上	90	未滿	110
3,350	以上	3,800	未滿	338	38	以上	60	未滿	97
2,950	以上	3,350	未滿	325	22	以上	38	未滿	84
2,550	以上	2,950	未滿	313	12	以上	22	未滿	72
2,200	以上	2,550	未滿	300	6	以上	12	未滿	60
1,900	以上	2,200	未滿	287	1	以上	6	未滿	48
1,630	以上	1,900	未滿	274	0				0

表 4

管工事

合計点数				技術 評価点	合計点数				技術 評価点
9,700	以上			610	1,210	以上	1,380	未滿	332
9,000	以上	9,700	未滿	597	1,060	以上	1,210	未滿	319
8,400	以上	9,000	未滿	584	910	以上	1,060	未滿	307
7,800	以上	8,400	未滿	572	780	以上	910	未滿	293

7,200	以上	7,800	未満	559	650	以上	780	未満	279
6,700	以上	7,200	未満	546	550	以上	650	未満	265
6,200	以上	6,700	未満	534	460	以上	550	未満	252
5,700	以上	6,200	未満	522	380	以上	460	未満	238
5,250	以上	5,700	未満	509	310	以上	380	未満	225
4,850	以上	5,250	未満	496	250	以上	310	未満	212
4,450	以上	4,850	未満	484	200	以上	250	未満	198
4,050	以上	4,450	未満	472	160	以上	200	未満	186
3,650	以上	4,050	未満	459	125	以上	160	未満	173
3,350	以上	3,650	未満	445	95	以上	125	未満	161
3,050	以上	3,350	未満	433	70	以上	95	未満	148
2,750	以上	3,050	未満	421	50	以上	70	未満	135
2,450	以上	2,750	未満	408	35	以上	50	未満	122
2,200	以上	2,450	未満	394	23	以上	35	未満	110
1,950	以上	2,200	未満	382	15	以上	23	未満	97
1,750	以上	1,950	未満	368	1	以上	15	未満	85
1,550	以上	1,750	未満	356	0				0
1,380	以上	1,500	未満	344					

(注) 請負代金額(最終変更後の請負代金)が1件500万円(平成28年3月31日以前にあつては250万円)以上の静岡県発注の工事について、4か年前の1月1日から前年の12月31日までの間に静岡県建設工事成績評定要領(平成28年3月31日以前については、静岡県土木工事成績評定基準、建築・設備工事成績評定基準、農林土木工事成績評定基準のいずれか)に基づき工事成績を算定した工事のうち建設事務総合システム(静岡県交通基盤部、経済産業部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部及び企業局等(いずれも旧組織含む)の発注工事)に登録された工事を対象とする。

#### D2 VE提案等に関する評点

前々年の1月1日から前年の12月31日までに静岡県発注の工事においてVE提案を行った建設業者に対し1工事につき10点加算する。さらに、採用された提案の場合は1工事につき20点加算する。なお加点は、最大30点とする。

#### D3 工事表彰による評点

入札参加資格の認定期間の前々年度及び前年度中に、静岡県交通基盤部優良建設工事等表彰、優良業務委託表彰(点検・維持管理業務部門に限る)、経済産業部優良建設工事等表彰、営繕関係優良建築・設備工事等表彰、企業局優良建設工事等表彰及びくらし・環境部(公営住宅関係)優良工事等表彰を受賞した建設業者又は受賞した技術者が所属する建設業者に対し、当該受賞の対象となった工事業種について部局長表彰は30点、交通基盤部参事(営繕担当)表彰(旧組織含む)及び所長表彰は20点を加算する。(特定建設工事共同企業体として表彰を受けた工事に対するものを含む。)

また、前年の12月31日時点において、建設マスターの所属する建設業者に対し10点、技能マスターの所属する建設業者に対し10点、優秀施工者が所属する建設業者に対し5点をそれぞれ加算する。

なお加点は、最大60点とする。

D4 ISO9000 シリーズ認証取得に関する評点

前年の12月31日時点において、工事に関連し、ISO9000 シリーズ認証取得業者に対し3点加点する。

D5 災害時応急対策に関する評点

前年の12月31日時点において、静岡県交通基盤部各機関と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している建設業者に対し10点加点する。

さらに、協定を締結している建設業者のうち、前年の12月31日時点において、表5に掲げる建設機械を保有（長期リース含む）する者に対し、1台につき1点加点する。なお加点は、最大10点とする。

表5

建設機械の名称	範囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
大型自動車 (大型ダンプ車)	車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの

D6 監理技術者数に関する評点

前年の12月31日時点において、建設業者に所属する監理技術者1人につき2点加点する。なお加点は、最大20点とする。

D7 障害者雇用に関する評点

前年の12月31日時点において、「障害者雇用企業登録者名簿」（静岡県経済産業部）に登録されている建設業者に対し10点加点する。

D8 次世代育成支援に関する評点

前年の12月31日時点において、静岡県次世代育成支援企業認証取得業者に対し10点加点する。

D9 労働災害防止に関する評点

前年の12月31日時点において、建設業労働災害防止協会静岡県支部への加入建設業者に対し5点、同協会静岡県以外の支部への加入建設業者に対し3点加点する。

D10 環境負荷の軽減に関する評点

前年の12月31日時点において、ISO14001 認証取得業者に対し3点、エコアクション21 認証取得業者に対し10点加点する。ただし、ISO14001 とエコアクション21 の両方の認証取得業者については3点のみ加点する。

D11 地域防災に関する評点

前年の12月31日時点において、静岡県内市町の消防団協力事業所認定取得業者に対し10点加点する。

D12 暴力団排除に関する評点

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に基づく不当要求防止責任者の選任届を提出し、3か年前の1月1日から前年の12月31日までの間に、責任者講習を受講した者が所属する建設業者に対し10点を加点する。

D13 建設キャリアアップシステムに関する評点

前年の12月31日時点において、建設キャリアアップシステムの事業者登録をしている建設業者に対し、10点加点する。

D14 若手技術者育成型入札に関する評点

前々年の1月1日から前年の12月31日までに静岡県発注の工事において若手技術者配置確認通知書を交付された建設業者に対し10点加点する。

D15 小規模修繕委託に関する評点

前々年の1月1日から前年の12月31日までに静岡県発注の小規模修繕委託を受注し、業務を完遂した建設業者に対し10点加点する。

D16 参加停止措置を受けた場合の減点

前々年の1月1日から前年の12月31日までの間に、静岡県建設工事等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく参加停止措置を受けた建設業者に対し、1か月につき（1か月未満切り上げ）10点を減点する。ただし、参加停止措置を受けた原因発生日が平成25年4月1日以降の場合は、1か月につき（1か月未満切り上げ）20点を減点する。